

厚生・産業・企業常任委員会

- ◎ 開催日時 令和7年6月25日(水) 9時58分～14時31分
- ◎ 開催場所 第四委員会室
- ◎ 説明員 商工観光労働部長、企業庁長および関係職員
- ◎ 議事の概要

【企業庁所管分】

1 付託案件

- (1) 議第106号 滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例案

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

2 所管事項調査

- (1) 報第6号 令和6年度滋賀県公営企業繰越計算書のうち企業庁所管部分について

3 一般所管事項調査

【商工観光労働部所管分】

4 付託案件

- (1) 議第99号 令和7年度滋賀県一般会計補正予算(第1号)のうち商工観光労働部所管部分について

〔結果〕 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

委員からは、デスティネーションキャンペーンのPRについて、県に実行委員会が設置される以上、決して委託業者やびわこビクターズビューローに丸投げせず、県庁職員にノウハウが残る形で主体的に進めていただきたい、などの意見が出された。

- (2) 議第113号 令和7年度滋賀県一般会計補正予算(第2号)のうち商工観光労働部所管部分について

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

5 所管事項調査

- (1) 報第5号 令和6年度滋賀県繰越明許費繰越計算書のうち商工観光労働部所管部分について

- (2) 公益法人等の経営状況説明書について

出資法人経営評価の結果について

公益財団法人滋賀県産業支援プラザ

公益財団法人滋賀県陶芸の森

パナソニックアソシエイツ滋賀株式会社

- (3) 出資法人経営評価の結果について

公益社団法人びわこビクターズビューロー

(4) 滋賀県立陶芸の森の指定管理者の選考について

(5) 県立草津SOHOビジネスオフィスの指定管理者の選考について

(6) 滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画（骨子案）について

委員からは、基本理念に性的指向やジェンダーアイデンティティを入れると主体が曖昧になるため切り離して議論するべきである、性的指向やジェンダーアイデンティティこそジェンダー平等社会に欠かせない概念であり基本理念にそのまま入れるべきである、などの意見が出された。

(7) 京都駅周辺における外国人観光客来訪促進業務（そこ滋賀）の再開について

(8) 情報発信拠点「ここ滋賀」の運営状況について

(9) ここ滋賀のあり方検討について

5 一般所管事項調査

6 委員長報告

委員長に一任された。



委員会で配付された資料

- 1 滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部改正について
- 2 令和6年度滋賀県公営企業繰越計算書について
- 3-1 令和7年度6月補正予算_主な事業概要
- 3-2 令和7年度6月補正予算(その2)_主な事業概要
- 4 令和6年度 商工観光労働部 繰越明許費 繰越計算書一覧
- 5-1 出資法人経営評価の結果について
- 5-2 公益法人等の経営状況説明書等について(公益財団法人滋賀県産業支援プラザ)
- 6 公益法人等の経営状況説明書等について(公益財団法人滋賀県陶芸の森)
- 7 公益法人等の経営状況説明書等について(パナソニックアソシエイツ滋賀株)
- 8 出資法人経営評価の結果について(公益社団法人びわこビジターズビューロー)
- 9 滋賀県立陶芸の森の指定管理者の選考について
- 10 県立草津SOHOビジネスオフィスの指定管理者の選考について

- 11 滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画(骨子案)について
- 12 資料12 京都駅周辺における外国人観光客来訪促進業務(そこ滋賀)の再開について
- 13 情報発信拠点「ここ滋賀」の運営状況について
- 14 ここ滋賀のあり方検討について
- 14 別紙1-1 ここ滋賀のあり方について(懇話会)【概要版】
- 14 別紙1-2 ここ滋賀のあり方について(懇話会)本編